

国自情第213号の3
令和6年12月12日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長

自動車登録等手続きの適正化について（協力依頼）

国土交通省等では、自動車の変更登録等の手続きの励行について啓発活動を実施しているところですが、当該啓発活動の一環として、自動車の変更登録等の手続きの励行を呼びかけるチラシ（別紙参照）を作成し、引越しが特に集中することが予想される時期（令和7年3月～4月）を中心に自動車ユーザー等への周知活動を行うこととしております。

つきましては、本趣旨をご理解の上、下記のとおり貴協会傘下会員の引越事業者の皆様にご協力いただきたく、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 引越サービスの利用者に対するチラシの配布又は口頭によるチラシの内容の伝達。
2. 引越サービスの利用者に提供する広告（ホームページ等）にチラシの内容又は以下＜参考＞の記載、及びホームページアドレスを掲載。

＜参考＞

○登録自動車については、国土交通省ホームページ内「自動車検査登録総合ポータルサイト」をご覧ください。新住所を管轄する運輸支局・自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。

[\(https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/\)](https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/)

○引越しに伴う手続きの負担軽減に向けた取り組みとして、個人が引越の際、オンラインにより自動車（二輪、軽自動車、事業用及びレンタカーを除く）の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例を令和4年1月4日から開始しています。

[_ \(https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html\)](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html)

○軽自動車については、軽自動車検査協会ホームページ内「各種手続き」をご覧ください。新住所を管轄する事務所・支所にお問い合わせ下さい。

[_ \(https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_m_000003.html\)](https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_m_000003.html)